（第３面）

（指定試験機関の指定等）
第41条
３　第10条第３項及び第４項、第11条から第23条まで並びに第25条から第27条までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、――――（中略）――――と読み替えるものとする。
（指定登録機関の指定等）
第43条
３　第10条第３項及び第４項、第11条から第13条まで、第16条から第23条まで、第25条から第27条まで並びに第36条の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、――――（中略）――――と読み替えるものとする。
（指定登録機関の指定等）
附則第５条
３　第10条第３項及び第４項、第11条から第13条まで、第16条から第23条まで、第25条から第27条まで並びに第36条の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、――――（中略）――――と読み替えるものとする。

（第４面）

第54条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。
３　第20条第１項(第37条、第41条第３項及び第43条第３項において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

附則第32条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。
３　附則第５条第３項において準用する第20条第１項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。